

許可番号 04020035624

産業廃棄物処分業許可証

住所 福岡市博多区奈良屋町14番3号

氏名 株式会社西興

代表取締役 田原 直幸

優良

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第6項の許可を受けた者であることを証する。

福岡県知事 服部 誠太郎



許可の年月日 令和 3 年 7 月 28 日

許可の有効年月日 令和 10 年 7 月 27 日

1. 事業の範囲（処分の方法ごとに区分して取り扱う産業廃棄物の種類（当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等が含まれる場合は、その旨を含む。）を記載すること。）

中間処理（選別）：廃プラスチック類、金属くず、ガラスくず等（以上3品目については、自動車等破砕物を除く。）、紙くず、木くず、繊維くず、ゴムくず、がれき類 以上8品目

中間処理（圧縮梱包）：廃プラスチック類（自動車等破砕物を除き、軟質系に限る。）、紙くず 以上2品目

中間処理（破砕）：金属くず、ガラスくず等（以上2品目については、自動車等破砕物を除く。）、紙くず、繊維くず、ゴムくず、鉱さい（土壤の汚染に係る環境基準（平成3年8月23日環境庁告示第46号）に適合し、かつ、土壤汚染対策法施行規則（平成14年環境省令第29号）第31条第2項に規定する基準（土壤含有量基準）に適合するものに限る。）、がれき類 以上7品目

中間処理（破砕（移動式を含む。））：廃プラスチック類（自動車等破砕物を除く。）、木くず 以上2品目

中間処理（天日乾燥）：汚泥（無機性に限る。） 以上1品目

中間処理（造粒固化）：汚泥（無機性に限る。）、鉱さい（土壤汚染対策法施行規則（平成14年環境省令第29号）別表第三の上欄に掲げる特定有害物質の種類の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる基準（ただし、カドミウム及びその化合物については0.09mg/L以下）に適合し、かつ、同法施行規則第31条第2項に規定する基準（土壤含有量基準）に適合するものに限る。） 以上2品目

以下余白

2. 事業の用に供するすべての施設（施設ごとに種類、施設場所、設置年月日、処理能力、許可年月日及び許可番号（産業廃棄物処理施設の設置の許可を受けている場合に限り。）を記載すること。）

選別施設：設置場所 福岡県太宰府市大字北谷字只越868番213外2筆

設置年月日 平成21年4月30日

処理能力 48t/日（8時間）

（以下第2面記載）

※更新手続については、有効期間満了日の60日前までに必ず管轄の筑紫保健福祉環境事務所で行ってください。

圧縮梱包施設：設置場所 福岡県太宰府市大字北谷字只越868番40

設置年月日 平成20年5月22日

処理能力 27.2t/日(8時間)

破碎施設①：取扱品目 ガラスくず等(廃石膏ボードに限る。)

設置場所 福岡県太宰府市大字北谷字只越868番213

設置年月日 平成20年7月10日

処理能力 4.8t/日(8時間)

破碎施設②(移動式兼用)：取扱品目 廃プラスチック類、木くず

設置場所 福岡県糟屋郡宇美町大字宇美字猫石2444番1

設置年月日 平成31年3月1日

処理能力 (20mmスクリーン使用)

廃プラスチック類 3t/日(8時間)

木くず 4.7t/日(8時間)

破碎施設③：取扱品目 廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、ゴムくず、金属くず、
ガラスくず等(廃石膏ボードを除く。)

設置場所 福岡県太宰府市大字北谷字只越868番40

設置年月日 平成28年8月8日

処理能力 (縦リブスクリーン使用)

廃プラスチック類 4.2t/日(8時間)

紙くず 3.6t/日(8時間)

木くず 4.6t/日(8時間)

繊維くず 3t/日(8時間)

ゴムくず 4.4t/日(8時間)

金属くず 4t/日(8時間)

ガラスくず等 4.8t/日(8時間)

破碎施設④：取扱品目 ガラスくず等、鋳さい、がれき類

設置場所 福岡県太宰府市大字北谷字夕内1116番4外2筆

設置年月日 平成30年8月9日

処理能力 (出口セット(O.S.S)90mm)

ガラスくず等 540t/日(8時間)

鋳さい 1,054t/日(8時間)

がれき類 800t/日(8時間)

許可年月日 平成30年6月6日

許可番号 第615号

天日乾燥施設：設置場所 福岡県太宰府市大字北谷字夕内1116番7

設置年月日 平成30年12月20日

処理能力 42.8m³/日(24時間)

(以下第3面記載)

造粒固化施設：設置場所 福岡県太宰府市大字北谷字夕内1116番7

設置年月日 平成30年12月20日

処理能力 748m³/日(8時間)

以下余白

3. 許可の条件

- (1) 移動式処理については、排出事業場敷地内において行うこと。
- (2) 破碎施設②については、20mm以下のスクリーンを使用すること。
- (3) 中間処理(選別)に係る処理前産業廃棄物の保管数量は775m³以下とすること。
- (4) 中間処理(選別)に係る処理後産業廃棄物(廃プラスチック類(硬質系に限り、更に自ら別の処理を行うものを除く。))の保管数量は19.6m³以下とすること。
- (5) 中間処理(選別)に係る処理後産業廃棄物(木くず(更に自ら別の処理を行うものを除く。))の保管数量は77.1m³以下とすること。
- (6) 中間処理(選別)に係る処理後産業廃棄物(繊維くず)の保管数量は10.8m³以下とすること。
- (7) 中間処理(選別)に係る処理後産業廃棄物(ガラスくず等(廃石膏ボードに限る))の保管数量は61.9m³以下とすること。
- (8) 中間処理(選別)に係る処理後産業廃棄物(ふるい下残さ)の保管数量は91.8m³以下とすること。
- (9) 中間処理(圧縮梱包)に係る処理前産業廃棄物(廃プラスチック類(軟質系に限り、更に自ら別の処理を行うものを除く。))の保管数量は19.6m³以下とすること。
- (10) 中間処理(圧縮梱包)に係る処理前産業廃棄物(紙くず)の保管数量は36.3m³以下とすること。
- (11) 中間処理(圧縮梱包)に係る処理後産業廃棄物(廃プラスチック類)の保管数量は58.5m³以下とすること。
- (12) 中間処理(圧縮梱包)に係る処理後産業廃棄物(紙くず)の保管数量は25.4m³以下とすること。
- (13) 破碎施設③については、4.8t/日以下の処理能力となるスクリーンを使用すること。
- (14) 破碎施設④については、一次破碎機の出口セット(O.S.S)を90mm以下として使用すること。
- (15) 汚泥の保管又は処理に伴う排水は、公共用水域に放流しないこと。
- (16) 造粒固化処理後物及び鉋さいの破碎処理後物については、次のいずれにも適合するものとする。

ア 土壌の汚染に係る環境基準(平成3年8月23日環境庁告示第46号)

イ 土壌汚染対策法施行規則(平成14年環境省令第29号)第31条第2項に規定する基準(土壌含有量基準)

以下余白

4. 許可の更新又は変更の状況

平成 8年10月21日 更新許可

平成 9年 6月13日 変更許可により最終処分(埋立)の追加

平成11年12月28日 変更許可により中間処理(破碎・分級)に係る取扱品目(ガラスくず等)の追加

平成13年10月21日 更新許可

平成18年10月21日 更新許可

平成20年11月10日 変更許可により中間処理(選別)、中間処理(圧縮梱包)及び中間処理(破碎)の追加

(以下第4面記載)

平成23年 3月29日 変更許可により中間処理（破碎（移動式を含む。））の追加

平成23年10月21日 更新許可

平成28年10月21日 更新許可

平成30年 9月21日 変更許可により中間処理（破碎）に係る取扱品目（紙くず、繊維くず、ゴムくず、金属くず）の追加

平成31年 4月17日 変更許可により中間処理（天日乾燥）及び中間処理（造粒固化）の追加並びに中間処理（破碎）に係る取扱品目（鋳さい）の追加

令和 元年10月15日 変更届出により最終処分（埋立）の廃止

令和 3年 7月28日 更新許可

以下余白

5. 規則第10条の4第7項の規定による許可証の提出の有無

有

・

無